

○厚生労働省告示第八十一号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

1の生物学的製剤の表ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリンの項中「エチレングリコール 100 mL」の下に「又は200mL」を加え、「又は100mL」を「、100mL又は200mL」に改める。